

令和7年度長崎県立清峰高等学校いじめ防止基本方針

目指す生徒像

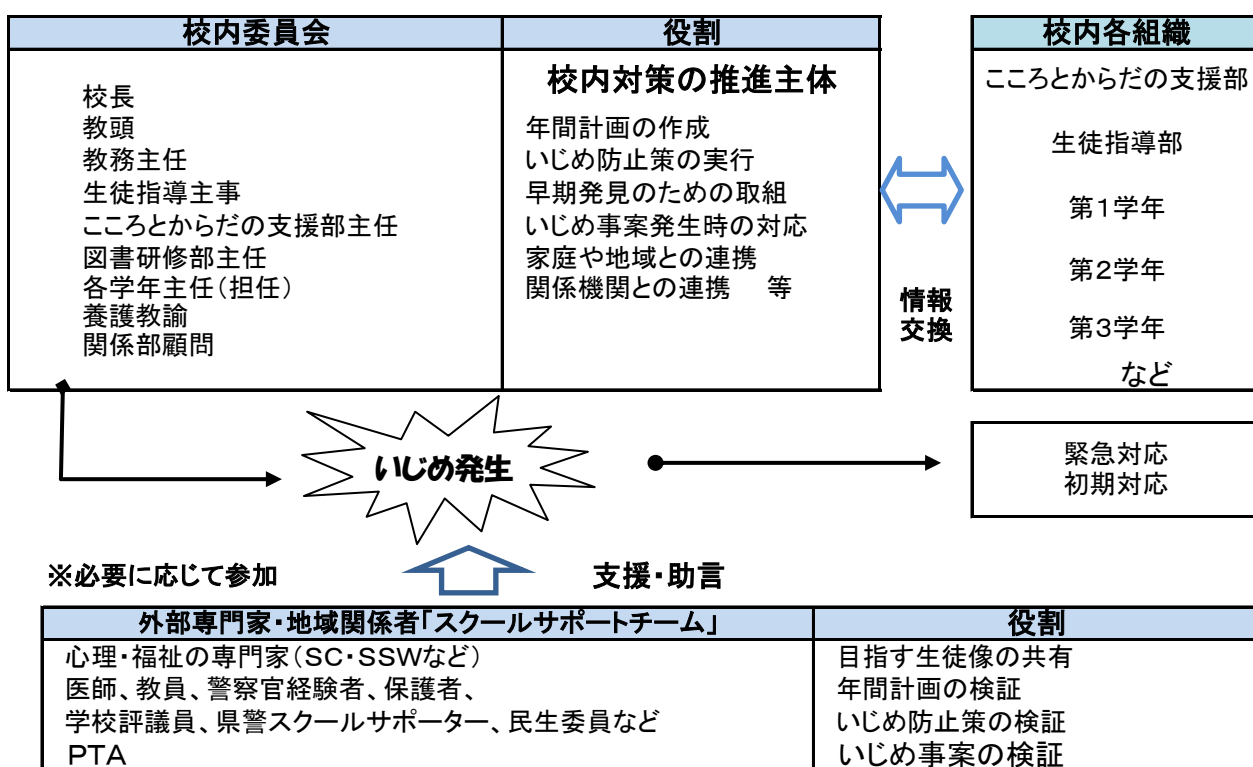
校訓 「誠実」

自分の生きていく道に心をこめて、他人や自分をいつわることなく
真をつらぬき生きていく

に則り、下記のような生徒の育成に努める

- ・人権尊重の精神を基礎として、自他をともに尊重することができる生徒
- ・他者の痛みを心から理解し、思いやりを持って接することができる生徒
- ・集団の中にあつて是非を的確に判別し、勇気を持った行動ができる生徒

長崎県立清峰高等学校いじめ対策委員会



協力・連携

関係機関

義務教育課児童生徒支援室	095-894-3339
愛のテレホン	0956-22-0077
佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080
児童相談所	
江迎警察署	0956-66-3110
佐世保警察署	0956-23-0110
長崎家庭裁判所佐世保支部	0956-22-9175
長崎地方裁判所佐世保支部	
佐世保簡易裁判所	
長崎地方法務局佐世保支局	0956-24-4850
長崎少年鑑別所	095-846-5600
長崎保護観察所佐世保駐在官事務所	0956-23-3181
佐世保市福祉事務所(こども未来部)	0956-24-1111
佐世保市子ども子育て応援センター	
佐々町総合福祉センター	0956-63-5800
スクールカウンセラー	

いじめの防止について ―いじめを生まない学校づくり―

<教職員の取り組み>

○校内指導体制の確立

- ・いじめの重大性を認識し、校長を中心とした一致協力した指導体制の確立。

○教師の指導力の向上

- ・「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による職員研修の実施

○人権意識と生命尊重の態度育成

- ・人権教育を通じた互いの心の痛みがわかる生徒の育成

○道徳性を養う道徳教育の充実

- ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等と連動した道徳の指導や取組

○生徒の自己肯定感の育成

- ・生徒同士が互いに自他を認め合い、一人ひとりに居場所のある学校生活を送らせる。
- ・生徒の発達段階に応じて、夢や志を育む教育を推進し、自己肯定感を高める。

○配慮が必要な生徒への対応

- ・発達障害や性同一性障害など配慮が必要な生徒を把握し、指導・支援を行う。

○学校評価アンケート等を利用した体制の検証と見直し

<生徒の取り組み>

○生徒会活動やLHR活動によるいじめ防止の取組

- ・人権集会における「清峰人権宣言」の宣誓と採択
- ・スマホ、SNSの利用についての講話を通じて理解を深める。
- ・いじめにつながる現象(いじり、わるふざけ等)を見逃さない意識づくり。(啓発活動)

○ボランティア活動を通じた思いやりの育成

<保護者の取り組み>

- PTAが主催する、いじめ防止に関する研修会を通じて理解を深め、学校・地域と一体となった取組を推進する。

いじめの早期発見について

○定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談の実施

- ・「悩み・いじめに関する調査」の実施(年3回)、面談週間の設定
- ・担任及びこころとからだの支援部による個人面談・保護者面談の実施
- ・「フォーサイト手帳」等の活用

○職員による観察力や情報交換

- ・職員研修によるいじめの観察力や対応力の向上
- ・情報共有のための体制確立

○教育相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーの積極的活用

○情報の収集

- ・PTA及び地域の関係団体と連携した情報収集体制の構築

○相談機関等の周知

- ・外部相談機関(24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等)の周知と連携

いじめに対する措置について

○発見時や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為の即時中止
- ・いじめられた生徒や知らせた生徒の安全確保
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握と保護者等との協力した対応

○組織的な対応

- ・校内委員会を中心とした迅速で組織的な対応
- いじめられた生徒とその保護者への支援
- ・心のケアとさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応
- ・保護者への確実な情報伝達と今後の対応の共有
- ・いじめられた生徒が信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- ・スクールカウンセラーや外部専門家との協力

○いじめた生徒や保護者への指導と助言

- ・再発防止に向けた組織的な指導や措置
- ・心理的孤立感や疎外感を与えないような教育的な配慮による指導
- ・警察等との連携

○いじめ事実調査

- ・アンケート調査等による聞き取り対象者の絞込み

○集団への働きかけ

○継続的指導

○ネット上のいじめへの対応

- ・迅速な削除
- ・警察や法務局との連携

本校の実情に応じた対策

- 中学校との連携
 - ・本校入学予定者への早期中学校訪問による入学前の情報収集と職員間の共有
- 特に配慮を必要とする生徒等に応じた取組
 - ・生徒間の友人関係の掌握
 - ・友人間のもつれやトラブルへの職員による支援
- PTAとの連携
 - ・研修会や情報交換会の実施
 - ・PTAと連携したあいさつ運動や学校諸行事による人間関係づくり

組織的ないじめ対応

<日常的な活動>

いじめの予防

いじめの情報の収集

<いじめが発生したときの対応>

いじめの認知

担任・学年主任
生徒指導主任等

情報

教頭

情報

校長

いじめ対策委員会

いじめ対策委員会(校内委員会)

- ①報告・共通理解
- ②調査方針・分担決定
- ③調査班編成
- ④事実関係の把握
- ⑤当該生徒への指導(即時的)
- ⑥指導・支援体制組織化

校内委員会
だけでの対
応が困難な
場合……

スクール
サポート
チーム

外部専門家
地域関係者

支援・助言

招集・指揮

報告・支援

県教育委員会
○高校教育課
○児童生徒支援課

連携

関係機関

児童生徒への支援

いじめられた生徒への支援
いじめた生徒への指導
いじめを見ていた生徒への指導

指導・支援
連携

保護者との連携

※いじめ解消の要件
の見極め

いじめ解消

仮に、いじめが解消している状態に至っても、引き続き該当生徒については、日常的に注意深く観察する。